

○枚方市総合福祉センター条例

平成26年9月12日

条例第38号

枚方市総合福祉センター条例（昭和50年枚方市条例第40号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 高齢者の健康及び福祉の増進に寄与するため、枚方市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）を設置する。

（施設の設置）

第2条 総合福祉センターに、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターとして、次の表に掲げる施設を設置する。

名称	位置
老人福祉センター	枚方市津田東町2丁目26番1号
老人作業所	枚方市中宮山戸町12番15号

（事業）

第3条 総合福祉センターは、高齢者の生活等に関する相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することにより高齢者の心身の健康と生きがいの増進を図るため、老人福祉センターにおいて次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者のための生活及び健康に関する相談を実施すること。
- (2) 高齢者のための生業及び就労の指導を実施すること。
- (3) 高齢者のための機能回復訓練を実施すること。
- (4) 高齢者のためのレクリエーション等を実施すること。
- (5) 老人クラブ活動に対する援助を実施すること。
- (6) 老人福祉センターの施設及び附属設備を市民の活動の用に供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 総合福祉センターは、高齢者の多年にわたる経験と知識を生かし、その希望と能力に応じた作業等の社会的活動を行う場所を提供することにより高齢者の心身の健康と生きがいの増進を図るため、老人作業所において次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者のための園芸、手芸、習字、絵画、工芸品等の製作指導及び講習を実施すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高齢者の趣味を生かす事業を実施すること。

(3) 老人作業所の施設及び附属設備を市民の活動の用に供すること。

(指定管理者による管理)

第4条 総合福祉センターの管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 第6条に規定する使用の許可及び第11条第1項に規定する使用の許可の取消し等に関する業務

(3) 総合福祉センターの施設及び附属設備（以下「総合福祉センターの施設等」という。）の維持管理に関する業務

(休館日等)

第5条 総合福祉センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 総合福祉センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て、休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。

(使用の許可)

第6条 総合福祉センターの施設等を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、総合福祉センターの施設等の使用について、使用しようとするものの区分に応じて申請の時期を定めることができる。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、総合福祉センターの施設等の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合福祉センターの施設等の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 総合福祉センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。

- (4) 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。
 - (5) 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
 - (7) 管理運営上支障があると認めるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 前項に規定するもののほか、指定管理者は、同一のものが引き続き5日を超えて使用するとき、市長が特に承認した場合を除き、総合福祉センターの施設等の使用を許可しないものとする。

（使用料の納付）

第8条 老人福祉センターの施設の使用の許可を受けたものは、別表に定める施設使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用の許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合福祉センターの施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 総合福祉センターの施設等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

- 2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の措置が行われた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、総合福祉センターの施設等の使用権を譲渡し、又は総合福祉センターの施設等を目的外に使用し、若しくは他のものに使用させてはならない。

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに総合福祉センターの施設等を原状に復さなければならない。第11条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 総合福祉センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条第1項(第3号から第5号まで及び第8号に係る部分に限る。以下同じ。)、第8条から第10条まで、次項及び附則第3項の規定は、同年1月1日から施行する。
- 改正後の第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、平成27年4月1日以後の使用について適用する。
- 平成27年3月31日までの間における改正後の第7条第1項及び第8条の規定の適用については、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「老人福祉センターの施設の使用」とあるのは「枚方市総合福祉センター条例(昭和50年枚方市条例第40号)第7条第1項」と、同条第2項中「使用の許可を受けた際」とあるのは「平成27年4月1日午前9時から使用の許可を受けた老人福祉センターの施設の使用の開始まで」とする。

別表(第8条関係)

区分	金額	
	午前	午後
	午前9時30分から午後0	午後1時から午後4時45

		時30分まで	分まで	
市内使用者	大広間	1,700円	2,100円	
	第1和室	300	400	
	第2和室	500	600	
	第3和室	500	600	
	第1会議室	800	1,000	
	第2会議室	600	700	
	第3会議室	700	900	
	第4会議室	700	900	
	第5会議室	700	900	
	調理室	1,200	1,500	
	講座室	1,300	1,700	
	茶室	400	500	
	体育室	フリーゾーン	2,300	2,900
		卓球ゾーン	200	300
	対局室	100	100	
	ビリヤード室	500	600	
	バンパー場	200	300	
グラウンド	1,000	1,200		
市外使用者	大広間	3,400	4,200	
	第1和室	600	800	
	第2和室	1,000	1,200	
	第3和室	1,000	1,200	
	第1会議室	1,600	2,000	
	第2会議室	1,200	1,400	
	第3会議室	1,400	1,800	
	第4会議室	1,400	1,800	
	第5会議室	1,400	1,800	
	調理室	2,400	3,000	
	講座室	2,600	3,400	

茶室		800	1,000
体育室	フリーゾーン	4,600	5,800
	卓球ゾーン	400	600
対局室		200	200
ビリヤード室		1,000	1,200
バンパー場		400	600
グラウンド		2,000	2,400

備考

- 1 この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外のものをいう。
- 2 体育室卓球ゾーン、対局室、ビリヤード室及びバンパー場の金額は、1区画当たりの額とする。
- 3 体育室全面を使用する場合における使用料は、体育室フリーゾーンのコストと体育室卓球ゾーンのコストに10を乗じて得た額との合計額とする。